

(第十五部)

第二回 参議院通信委員会會議錄第十五号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)午前十一時一分開会

本日の會議に付した事件

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(深水六郎君) 只今から通信委員会を開会いたします。

本日は郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。それでは御質問のある方は御質問を願います。別に御質問はございませんか。別に御質問はないようですから、本案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。尚念のため申し上げますが、本案は衆議院修正が原案となっております。別に御意見はございませんか。別に御意見もないようですから討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(深水六郎君) それではこれより採決に入ります。郵便法の一部を改正する法律案を原案通り可決することと御賛成の方の御起立を願います。

(議員起立)

○委員(深水六郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたします。

尙本會議における委員長の前報告の内容は、本院規則第四條によつて、予め多数意見者の承認を得なければならんことになっておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員会

における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(深水六郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから本案を可とされた方は順次御署名を願います。

(多数意見者署名)

○委員(深水六郎君) 署名漏れはございませんか。署名漏れないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

出席者は左の通り

委員長 深水 六郎君
委員 鈴木 清一君
千葉 信君
大島 定吉君
鈴木 順一君
油井賢太郎君
井上なつみ君
新谷寅三郎君
堀越 儀郎君
藤田 芳雄君

政府委員

通信政務次官

下條 恭兵君

通信事務官

小笠原光壽君

六月二十五日予備審査のため、本委員

会に左の事件を付託された。

一、放送法案(予第百六十四号)

放送法案

放送法目次

第一章 総則

第二章 放送委員会

第三章 日本放送協会

第四章 一般放送局

第五章 審理手続、不服の審理及び訴訟

第六章 罰則

第七章 雑則

附則

放送法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて放送を公共の利便、益又は必要に合致するように規律するとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が、情報及び教育の手段並びに国民文化の媒体として、國民に最大の効用と福利とをもたらすことを保障すること。

二 放送を自由な表現の場として、その不偏不党、眞実及び自律を保障すること。

三 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つ、それを育成するようにすること。

(定義)

第二條 この法律においては、左の用語を各下記の意義に用いる。

一 「放送」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の送信及び受信をいう。

放送は、これを左の五種に分ける。

(一) 標準放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める標準放送用周波数を使用する無線電による放送

(二) 短波放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める短波放送用周波数を使用する無線電による放送

(三) 超短波放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める超短波放送用周波数を使用する無線電による放送

(四) 電波放送(テレビジョン) 放送設備による映像又は映像と音との組み合わせの放送

(五) 複写放送(ファクシミリ) 記録の目的をもつてする放送設備による文字、形象、図画又はそれらの組み合わせの放送

二 「放送業務」とは、放送を目的とする電氣通信を創出し、演出し、及び廣はんすること並びにそれらに関する施設を運営することを含む。

三 「國內放送」とは、日本の領土内で受信されることを目的とする放送をいう。

四 「國際放送」とは、日本の領土外において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「周波数」とは、放送に使用する電波の周波数をいう。

六 「放送電力」とは、放送局の放信中線に供給する電力をいう。

七 「放送設備」とは、放送の送信に使用する無線設備をいう。演藝室設備、中継連絡設備若しくはそれらの附屬設備と無線設備の組み合わせを含む。

八 「放送局」とは、放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合わせをいう。

九 「一般放送局」とは、日本放送協同が施設した以外の放送局をいう。

十 「送達事業者」とは、一般放送局の免許を受けた者及び日本放送協同をいう。

十一 「受信設備」とは、各種の放送の何れか以上を受信することができる設備をいう。

十二 「放送番組」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の内容をいう。

(放送番組編集の自由)

第三條 何人も、法律に定める権限によつてなければ、放送番組に干渉し、又はそれを規律することができない。

(ニュース放送)

第四條 ニュース記事の放送については、左に掲げる原則に従わなければならない。

- 一 厳格に眞実を守ること。
- 二 直接であると間接であるにかかわらず、公安を害するものを含まないこと。

三 事実に基づき、且つ完全に編集者の意見を含まないものであること。

四 何等かの宣傳的意図に合うように着色されないこと。

五 一部分を特に強調して何等かの宣傳的意図を強め、又は展開させないこと。

六 一部の事実又は部分を省略することによつてゆがめられないこと。

七 何等かの宣傳的意図を設け、又は展開するように、一の事項が不当に目立つような編集をしないこと。

八 時事評論、時事分析及び時事解説の放送についてもまた前項各号の原則に従わなければならない。

九 一般放送局の免許を受けた者又は日本放送協会が前二項の放送について眞実でない事項を放送した場合において、その事項に関する本人又は直接関係者の請求があつたときは、同一放送設備により相当の方法でその訂正若しくは取消又は本人若しくは直接関係人の弁明の放送をし又はさせなければならない。請求によらないで、一般放送局の免許を受けた者又は日本放送協会がその放送について眞実で

ない事項を発見したときも同様とする。

(國際放送)

第五條 國際放送は、國際親善を害するものであつてはならない。外國において放送する目的で、國內で放送番組を編集する場合も同様とする。

(受信の自由)

第六條 無線電信法(大正四年法律第二十六号)第二條の規定にかかわらず、何人も、自由に受信設備を設置し、放送を受信することができ。但し、日本放送協会の提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、第三十九條に定める受信料を支拂わなければならない。

二 前項の受信設備は、放送委員会の定める最低技術要件を満たすものでなければならない。

(目的外使用の禁止)

第七條 放送設備及び受信設備は、放送及びその受信の目的以外に使用してはならない。

第二章 放送委員会

(設置)

第八條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に放送委員会を置く。

二 放送委員会は、独立してこの法律の規定に基づく権限を行う。

三 放送委員会が、その権限を行うには、第一條に掲げる原則に従い、第二十一條及び第七十五條に規定する会議の議決による。

(一般的権限及び職責)

第九條 放送委員会は、別に規定す

るものの外、左に掲げる一般的権限及び職責を有する。

一 この法律の委任により、又はこの法律を執行するため、放送委員会規則を制定すること。放送委員会規則は、官報でこれを公布する。

二 放送局の免許並びに建設及び使用の承認を與え、免許を拒否し、取消し、更新を許可し、又は免許事項の変更を許可すること。この権限の行使については、電波監理と協議するものとする。この場合において、無線電信法及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、電波監理の権限は、技術的運用の高基準の確保並びに他の無線通信に対する妨害を防ぐに必要な放送局の技術的設備及びその運営の統制の範囲をこえることができない。

三 放送設備及び受信設備に関し、必要な最低技術要件を制定すること。但し、使用電波の型式、周波数の確度、電波の質及び受信設備に関する事項については、少くとも電波監理の定める技術基準を満たすものでなければならない。

四 放送に関する國際的又は地域的協定に関する政策を決定し、必要と認めるときは、これに参加すること。

五 調査のため放送事業者に対し、必要な報告、資料、帳簿その他の記録を命ずること。

六 放送設備又は受信設備を検査すること。

七 不法に施設された放送設備の

除却を命ずること。

八 第三号の最低技術要件を満たさない受信設備の設置者に対し、その受信設備の改修を命ずること及び改修を命ぜられた設置者が、改修を行わず、又は改修を行つても、なお同号の最低技術要件を満たさない場合において、その受信設備の使用を禁止すること。

九 放送に関して、國內及び國外の、時宜に適し、且つ、權威ある情報を入力し、これを第一條に規定する原則に照して分析し、及び解釈すること。

十 この法律に従つて行われる放送を受信し、これを第一條に規定する原則に照して分析し、及び解釈すること。

十一 この法律の範囲内の事項に関し、自己の発意により調査を行うこと。この場合において、これを文書とし、調査した案件及びその結論を、関係資料を添附して、記述しなければならない。

十二 放送の発達に関する研究を奨励し、及び援助すること。

十三 現在及び將來の放送政策に関し、左に掲げる問題を調査し、且つ、公衆の利用できる報告書をもつて内閣総理大臣に申し出ること。

(一) 放送地域の拡充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるような放送業務の改善

(二) 放送番組編集の自由を具現する方法及び放送設備を自由

な表現を行うための不偏不党且つ公共的な場として、簡易且つ公平に利用できるようにする方法

(三) 特殊の利益を代表する政治的、経済的、社会的その他いかなる團體にも支配されない放送企業の実態ある経営形態の維持

(四) 放送設備、放送業務及び受信設備の改善に重大な関係のある政府各機関の機能の協調を確保するための方法

(五) 放送に対し政府の行う規律の性質、範囲及び限度に関し、改善を要する事項

(六) 教育の目的のために放送の利用

(七) 國際放送の業務を管理する目的、組織及び方式

(八) 周波数調整、複写(ファクシミリ)、電報(テレビジョン)その他新しい放送業務の開発の方策

(九) その他放送委員会が重要と認める放送政策上の諸問題

十四 放送に関する法令を立案し、又はこれを建議すること。

十五 他の行政機関の所掌に属する事項であつて、この法律の目的達成上必要な事項については、所轄行政機関に必要な報告を行い、又はその意見を内閣総理大臣に申し出ること。

十六 所管行政に関し、部内の人、事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に従

送協会がその放送について真実で

第九條 放送委員会は、別に規定す

七 不法に施設された放送設備の

（）
する方法及び放送設備を自由

（）
二十二年法律第二十号）に従

つて処理しなければならない。 2 放送委員会は、前項第六号の放送設備又は受信設備の検査に関する事務を電波廳に委託することができる。 3 放送委員会が、その職員をして、第一項第五号の調査又は同項第六号の検査をさせる場合には、その身分を示す証書を携帯させ、関係人の要求があつたときは、これを呈示せなければならぬ。 4 放送委員会は、その職責を果しその事務を行うに当つては、政府又は民間の機關の放送業務、放送設備、受信設備及び資料（統計資料を含む。）を最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の團體の代表者等の意見を徴するように努めなければならない。	一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第六章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 三 國家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 四 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者 五 國會議員 六 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）但し、役員の種類は政令でこれを定める。 七 放送用送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者、放送事業者、放送設備の所有者又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。）以下本條中同じ。若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。） 八 前号に掲げる事業者の團體の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。） 九 放送を利用する廣告業者等主として放送に依存する事業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）	（任期） 第十四條 委員の任期は五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に在任する。 2 委員は、これを再任することができぬ。 （退職） 第十五條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、當然退職するものとする。 一 第十一條第二項各号の一に該当するに至つた場合 二 内閣總理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手続により、罷免を可とするや決定された場合 2 前項第二号の規定による彈劾の事由は、左に掲げるものとする。 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪へないこと。 二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。	（罷免） 第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一政党に属するに至つた場合においては、内閣總理大臣は、兩議院の同意を経て、同一政党に属する委員を二人以内にするため十分多数の委員を罷免する。この場合においては、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。 2 前項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。 （彈劾） 第十七條 委員の彈劾裁判は、最高裁判所においてこれをを行う。 2 内閣總理大臣は、委員の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。 3 内閣總理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなければならない。 4 最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間に於いて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣總理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。 5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。 6 委員の彈劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。 7 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。	（報酬） 第十八條 委員長は、千算の範圍内で、國務大臣のほう給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は千算の範圍内で、一般職の國家公務員の最高のほう給よりも高く、國務大臣のほう給よりも低い額の範圍内の報酬を受ける。 2 委員は、任期満了して退任した場合においては、國家公務員一般職の者に準じて退職手当及び恩給を受けることができる。 3 委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。 （退職後の就職の制限） 第十九條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十一條第二項第七号から第九号までに掲げる職についてはならない。 （委員長及び副委員長） 第二十條 委員長及び副委員長は、委員のうちから、内閣總理大臣がこれを命ずる。 2 委員長は、放送委員会を代表し、その會議を主宰する。 3 副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。 （會議及び手続） 第二十一條 放送委員会は、放送委員會規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、會議を開催することを常例としなければならない。 2 放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若しくはその兩者を含み、少くとも三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決する
（委員の任命） 第十一條 委員は、公共の利益に關して公正な判断をすることができ、且つ、廣い経験と卓越した識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、兩議院の同意を経て、内閣總理大臣がこれを任命する。この場合において、衆議院が同意して參議院が同意しないときは、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により衆議院の同意をもつて兩議院の同意とする。 2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。	（構成） 第十條 放送委員会は、委員五人をもつて、これを組織する。 2 委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。	（任期） 第十四條 委員の任期は五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に在任する。 2 委員は、これを再任することができぬ。 （退職） 第十五條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、當然退職するものとする。 一 第十一條第二項各号の一に該当するに至つた場合 二 内閣總理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手続により、罷免を可とするや決定された場合 2 前項第二号の規定による彈劾の事由は、左に掲げるものとする。 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪へないこと。 二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。	（罷免） 第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一政党に属するに至つた場合においては、内閣總理大臣は、兩議院の同意を経て、同一政党に属する委員を二人以内にするため十分多数の委員を罷免する。この場合においては、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。 2 前項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。 （彈劾） 第十七條 委員の彈劾裁判は、最高裁判所においてこれをを行う。 2 内閣總理大臣は、委員の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。 3 内閣總理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなければならない。 4 最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間に於いて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣總理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。 5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。 6 委員の彈劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。 7 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。	（報酬） 第十八條 委員長は、千算の範圍内で、國務大臣のほう給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は千算の範圍内で、一般職の國家公務員の最高のほう給よりも高く、國務大臣のほう給よりも低い額の範圍内の報酬を受ける。 2 委員は、任期満了して退任した場合においては、國家公務員一般職の者に準じて退職手当及び恩給を受けることができる。 3 委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。 （退職後の就職の制限） 第十九條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十一條第二項第七号から第九号までに掲げる職についてはならない。 （委員長及び副委員長） 第二十條 委員長及び副委員長は、委員のうちから、内閣總理大臣がこれを命ずる。 2 委員長は、放送委員会を代表し、その會議を主宰する。 3 副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。 （會議及び手続） 第二十一條 放送委員会は、放送委員會規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、會議を開催することを常例としなければならない。 2 放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若しくはその兩者を含み、少くとも三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決する

ることができない。

3 放送委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。

4 会議の議事は、すべて議事録として記録して置かなければならない。この記録は、別に規定する場合を除き、公衆の閲覧のため公開されなければならない。

5 事務局長又はその代理人は、幹事として会議に出席し、前項の議事録の作成に当る。

6 前五項に定めるものの外、放送委員会の会議の議事に關し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

(事務局)

第二十二條 放送委員会に事務局を置き、放送委員会の権限及び職責に關する事項に關する事務を處理させる。

2 放送委員会は、政令の定める範圍内、電波廳地方電波管理局に事務局の事務の一部を分掌させることができる。

3 放送委員会は、前項の事務につき、電波廳地方電波管理局を指揮監督する。

(放送政策の報告)

第二十三條 放送委員会は、内閣總理大臣を経由して、國会对し、毎年その常会開會後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

一 放送の現状(放送に關する組織、施設、提供業務、分布及び財務の状況並びに放送に關連して國民に重大な影響のある社会的、經濟的、政治的、文化的その他の事象を含む)。

二 放送の將來の発達に重大な影響のある技術的、工學的、經濟的、文化的その他の事象の現在から將來にわたる傾向及び進歩。

三 放送業務の管理に關する政策について報告に基いてなした改変。

四 放送に關する政策、監督組織、運営組織又はその職務の遂行につき申出のあつた変更を實現するための法令の制定及び改廃に關する建議。

五 その他この法律の目的達成に必要な事項。

2 放送委員会は、第四十一條に掲げる日本放送協会の毎事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書及びそれらに關する説明書を内閣總理大臣を経由して國会に提出するとともに、これを公告しなければならない。

3 放送委員会は、前二項に掲げる場合の外、必要と認めた場合又は國会の要求があつた場合は、放送に關連する事項につき内閣總理大臣を経由して、國会に報告しなければならない。

第三章 日本放送協会

(協会の目的)

第二十四條 日本放送協会(以下單に協会という)は、放送を公共の利益と必要のために行うことを目的とする。

2 協会は法人とする。

(協会の業務)

第二十五條 協会は、前條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

一 全國的、地域的及び地方的放送設備を設置し、維持し、及び運用すること。

二 國際放送を行うため、放送局を設置し、又は政府の提供する施設を使用しこれを運営すること。

三 放送番組を編集し、放送すること。

四 放送番組編集上必要な劇團、音楽團等を維持し、養成し、又は助成すること。

五 協会の放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。

六 放送の普及発達に必要な出版をすること。

七 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は放送技術に密接に關連するものに限り、且つ、原則として他の機關の研究と重複しないものに限る。

八 協会は、他の機關の研究施設及び活動との重複を避けるために基礎研究又は実用化研究に關する契約をすることができる。

九 ニュース及び情報を集約し、並びにニュース提供機關を設け、又はこれに参加すること。

十 文学、音楽その他の藝術作品及びこれらの記録の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。但し、協会は、放送を目的としない公債その他のために著作権を使用すること

十一 工業所有権を取得すること及び協会の目的達成に有効な發明に關する研究の成果等を使用する權利を取得すること。

十二 法律で制限された場合を除き、協会の職員、職員であつた者及びそれらの家族の福利のための團體、施設、基金、信用及びその他の利便を設定し、助成すること及びそれらの者の退職金その他の手当の制度を設け、並びにそれらの者の福利のための保険金を負担すること。

十三 協会は、前項の業務を行うに當つては、當利を目的としてはならない。

十四 協会の剰余金その他の収入は、すべて本條第一項に掲げる業務遂行のために用いなければならない。

(事務所)

第二十六條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十七條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び會計に關する事項

五 役員及び理事会に關する事項

六 放送債券發行に關する事項

七 公告の方法

八 定款改正の手續に關する事項

2 定款及びその変更は、放送委員会の認可を受けなければならない。

(登記)

第二十八條 協会は、左の事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 設立の年月日

五 役員の名氏及び住所

六 その他政令をもつて定める事項

2 前項に定めるものの外、登記に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

3 前二項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(役員)

第二十九條 協会は役員として、理事七人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。

(理事会)

第三十條 理事をもつて、理事会を構成する。

2 理事会は、協会の重要會議を審議する。

(役員職務)

第三十一條 会長は協会を代表し、その業務を總理し、理事会を主宰する。

2 副会長は、会長に事故のあるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 副会長及び理事は、会長を輔佐して協会の業務を掌理する。

4 監事は、協会の業務を監督する。
(役員(監事)の任命)

第三十二條 会長、副会長及び他の五人の理事は、放送に關して意見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、放送委員会が内閣總理大臣を經由し兩議院の同意を経て、これを任命する。この場合において、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。

2 監事は、事業計理に關して意見を有する者のうちから、放送委員会がこれを任命する。

3 役員(監事を除く)の任命については、第十一條第二項の規定を準用する。但し、同條第二項第七号は、これを「放送用送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。))と読み替へるものとする。

4 役員(監事を除く)の任命については、そのうちの四人以上が同一の政党内に属する者となることとなつてはならない。

(役員(監事)の任期)
第三十三條 役員(監事)の任期は四年とする。但し、補欠の役員は、前任者の残任期間に在任する。

2 役員は、これを再任することが出来る。

(兼職の禁止)
第三十四條 協会の役員は、放送委

員会の承認した場合を除く外、他の職に就くことができない。

(役員(監事)の退職)

第三十五條 役員(監事を除く)は第十一條第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。この場合においては、第三十二條第三項但書の規定は、これを準用する。

(解任)

第三十六條 放送委員会は、左に掲げる役員を解任する。但し、理事の場合には内閣總理大臣を經由して、兩議院の同意を経なければならぬ。この場合において、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。

一 理事のうち四人以上が同一の政党内に属するに至つた場合、同一政党内に属する理事を三人以内にするため十分な数の理事二、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた役員
(民法等の準用)
第三十七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項の規定は、協定にこれを準用する。

(放送局の設置)
第三十八條 協会が、放送局を設置しようとするときは、放送委員会の許可を受けなければならない。

2 第五十四條及び第五十六條から第六十二條までの規定は、協会の設置する放送局に、これを準用する。

(受信料)
第三十九條 協会は、その提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、受信料を徴収することができる。但し、放送の受信を目的としない無線設備及び慈善、救護その他公共の目的に供する受信設備であつて、別に放送委員会規則で定めるものは、この限りでない。

2 前項の受信料の額については、一年ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。一年内にこれを変更しようとするときも同様とする。

3 放送委員会は、前項の場合においては、第五章に定める審理手續を経なければならない。

4 協会が、第一項の受信料の徴収方法その他受信者と締結する契約の條項については、あらかじめ放送委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

5 協会は、受信料の徴収に關する事務を通信省に委託することが出来る。

(國際放送の費用負担)

第四十條 協会の行う國際放送の経費は、予算の定めるところにより、國がこれを負担する。

(貸借対照表等の承認)

第四十一條 協会は、事業年度ごとに貸借対照表、財産目録及び損益計算書並びにこれらに關する説明書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを放送委員会に提出しなければならない。

(會計監査等)
第四十二條 放送委員会は、協会に對し、その財産狀況の報告を命じ又は所部の職員を派遣して、その監査をさせることができる。

(放送債券及び借入金)
第四十三條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てため、放送委員会の認可を受けて放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、十五億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相當する額を債券償却積立金として積立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することが出来る。

5 前項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法明治三十二年法律第四十八号)の社債に關する規定を準用する。

6 協会は、借入金現在高一億円をこえて借入をしようとするときは、その度ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。

(放送の休止及び中止)
第四十四條 協会は、放送委員会の認可を受けなければならない。その放送局を休止し、又はその放送を休止することが出来ない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。この場合においては、速かにその旨を放送委員会に届け出なければならない。

(放送に關する研究)
第四十五條 放送委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に對し、第二十五條第七号の範圍内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負担する。

3 前二項の規定によつて行われた研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益になるように利用しなければならない。

(放送番組の編集)
第四十六條 協会は、放送番組の編集に關して公衆の要望を満たすよう最大の努力を拂わなければならない。協会は、この目的を達成するため、科学的世論調査を定期的に行わなければならない。

2 協会は、放送番組の編集に當つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に對し、できるだけ完全に、世論の對象となつてゐる事項を編集者の意見を加へないで報道すること。

二 意見が対立している問題については、それぞれの意見の代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明らかにすること。

三 成人教育及び学校教育の進展に寄與すること。

四 音楽、文学及び娯樂等の分野において、常に最善の文化的な内容を保持すること。

(政治的公平)
第四十七條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、同等な条件の時間において、同一時間数を與えなければならない。

(営業廣告放送の禁止)

第四十八條 協会は、表現の如何にかかわらず、営業廣告を放送してはならない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第四十九條 協会は、放送設備の全部又は一部を賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に属させることができない。

2 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、放送局の設備の全部又は一部を譲渡又は処分することができない。

(免稅)

第五十條 協会には、所得稅及び法人稅を課さない。

(土地收用)

第五十一條 協会の営む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)第二條の土地を收用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散については、別に法律でこれを定める。

第四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員会の免許を受けなければならない。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画及び事業収支見積
- 二 放送の種類(國際放送であるときはその旨)
- 三 放送事項
- 四 放送設備の工事設計
- 五 放送設備の位置及び所有者
- 六 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力
- 七 放送時間及び放送区域
- 八 工事落成及び放送開始の予定期日
- 九 その他放送委員会規則で定める事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができない。

- 一 日本の國籍がない者
- 二 外國政府又はその代表者
- 三 外國の法人又は團體
- 四 法人又は團體であつて、前三号に掲げる者が、その代表者となつてゐるもの
- 五 法人又は團體であつて、第一号から第三号までに掲げる者が、その役員の三分の一以上又は議決権の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員会は、第五十四條に規定する申請書を受理したときは、左の各号に掲げる事項を考慮して、審査しなければならない。

い。但し、第四号に掲げる事項の審査については、電波廳と協議するものとする。

- 一 当該放送局の設置が、第一條の原則に合致するものであること。
- 二 当該放送局の放送設備の工事設計が、放送委員会規則の定める最低技術要件を満たすものであること。
- 三 当該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るものであること。
- 四 電波廳の行う電波管理に支障のないこと。

2 放送委員会は、申請の審査に關し、出頭又は資料の提出を求めることができる。

(申請の免許)

第五十七條 放送委員会は、前條の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであると認めたときは、申請者に対し、第五十三條に規定する免許を行う。

(建設承認)

第五十八條 放送委員会は、前條の免許を行つたときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、前條の規定による免許を受けた者(以下「免許人」という。)に対し、放送設備の建設承認を行う。この場合において、放送委員会は、当該放送設備の建設完了の期日を指定することができる。

2 当該放送設備が、前項の期日までに落成しない場合、放送委員会は、これが不可抗力その他正当な

事由によるものでないことを認めるときは、その建設承認を取り消すことができる。

(設備の検査)

第五十九條 放送委員会は、前條の規定によつて承認を與えた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波廳と共同してこれを行うものとする。

2 前項の検査の結果、当該放送設備がこの法律の規定に適合していないと認めるときは、放送委員会は、免許人に対し、期日を指定して、その改修を命ずることができ

る。

3 免許人が、前項の期日までに改修を行わず又は改修をしても検査に合格しない場合は、放送委員会は、これが不可抗力その他正当な事由によるものでないことを認めるときは、その免許を取り消すことができる。

(使用承認及び免許状)

第六十條 放送委員会は、前條の規定によつて行つた検査の結果が、この法律の規定に適合していると認めるときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、免許人に対し、使用承認を與える。

2 前項の場合放送委員会は、免許人に対し、次の事項を記載した免許状を交付する。

- 一 免許人の氏名
- 二 免許の有効期間
- 三 呼出符号及び呼出名称

四 放送の種類(國際放送であるときはその旨)

五 放送事項

六 放送設備の位置

七 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力

八 放送時間及び放送区域

(免許の有効期間)

第六十一條 免許の有効期間は、前條第一項の使用承認の日から起算して五年を経過した日までとする。

2 免許人が前項の有効期間満了後引き続き放送局を設置しようとするときは、免許の更新を受けなければならない。

3 免許の更新の有効期間は、一箇年とする。但し、再更新を妨げない。

4 免許の更新は、第一項又は第三項の有効期間満了の日から六箇月以前八箇月をこえない期間において、放送委員会にこれを申請する。

5 免許の更新については、第五十六條及び第五十九條の規定を準用する。

(免許の変更の申請)

第六十二條 免許人が、第五十四條第二号から第七号までの事項を変更しようとするときは、放送委員会に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請については、第五十六條及び放送設備工事設計の変更の場合において第五十九條の規定を準用する。

3 放送委員会は、第一項の申請を審査した結果、この法律の規定に

うとする者は、放送委員会に申請を受けなければならない。

考慮して、審査しなければならない。

は、これが不可抗力その他正当な

三 呼出符号及び呼出名称

審査した結果、この法律の規定に

適合していると認めるときは、これを許可し、免許状の記載事項を訂正しなければならない。

(免許等の拒否)

第六十三條 放送委員会は、第五十三條の免許、第六十一條第二項若しくは第三項の免許の更新又は前條の許可の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していないと認めるときは、これを拒否する。

2 放送委員会は、前項の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならない。

(廣告放送等)

第六十四條 免許人は、廣告放送をなし、又は放送時間を利用して他人に使用させる場合においては、その料金を放送委員会に届け出るとともにこれを公表しなければならない。

(候補者放送)

第六十五條 免許人が、その放送設備により、又は他の免許人の放送設備を通じて、公選による公職の候補者にその政見の放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、料金を徴収するとし、なにかかわらず、その選挙における他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、同等な條件の時間において、同一時間数を與えなければならない。

(閉止)

第六十六條 免許人が、その放送局を閉止しようとするときは、一箇月前にその旨を放送委員会に届け出なければならない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第六十七條 免許人は、放送委員会の認可を受けずに、放送設備の

全部又は一部を譲渡し、賃貸し、運用を委託し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に属させることができない。

2 前項の認可については、第五十三條の免許の場合の例による。

(免許の取消又は業務の停止)

第六十八條 放送委員会は、免許人が、左の各号の一に該当すると認められた場合には、当該免許を取り消し、又は一箇月以内の期間を定めて、業務の停止を命ずることができ、

一 第五十四條又は第六十二條に規定する申請書又はこれに添えた書類に、虚偽の事実を記載した場合

二 この法律又はこの法律に基づく放送委員会規則に違反した場合

三 放送に關係ある他の法令又は國際條約、協約及びそれらの附屬規則に違反した場合

四 第六章に規定する罪を犯し刑に処せられた場合

五 正当な事由がなく引き続き一箇月以上放送を休止した場合

2 放送委員会は、前項の取消の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならない。但し、前項第四号による場合を除く。

第五章 審理手続、不服の審理及び訴訟

(審理手続)

第六十九條 放送委員会は、第三十九條、第六十三條及び第六十八條の規定による場合の外、この法律によりその権限に關する事項につき、職權により本章に定める審理

手続を行うことができる。

(審理手続の開始)

第七十條 審理手続の開始は、事案の當事者(以下單に當事者という)及び放送委員会が必要と認める關係人に対し、事案の要旨、審理期日及び場所並びに出頭を求め、旨を記載した審理開始通知書を送達して、これを行う。

2 前項に掲げる者以外で、審理の結果に利害關係を有すると認料する者は、關係人として、この手続に参加することができる。

(代理人)

第七十一條 當事者又は關係人は、弁護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

(調停)

第七十二條 放送委員会は、審理上必要と認めるときは、申立又は職權により、左に掲げる行為をすることができ、

一 當事者若しくは關係人を審問し、又は參考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者より意見を徴し、又は報告させること。

二 帳簿書類その他の物件の所持者に対しその提出を求めること。

三 當事者若しくは關係人の放送局その他必要な場所に臨んで、設備、業務、帳簿書類その他について実地検査すること。

2 放送委員会が、その職員をして前項第三号の検査をさせる場合には、その身分を示す証書を携帯させ、關係人の要求があつたとき

は、これを呈示させなければならない。

3 第一項第一号に定める參考人は、放送委員会規則の定めるところにより、所要の費用及び手当てを請求することができる。

(主張と立証)

第七十三條 當事者若しくは關係人又はその代理人は、審理に際して、自己の主張を述べ、証拠を申し出で、且つ、當事者、關係人若しくは參考人を審問することができ、

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならない。但し、個人の秘密を保つため必要があるとき又は公益上必要があるときは、この限りでない。

2 審理は、委員長が、これを指揮する。

3 審理に際しては、調書を作成しなければならない。

(議決及び通知)

第七十五條 放送委員会が、審理手続により処分を行うおとるときは、委員長及び三人以上の委員の會議の議決によらなければならない。

2 前項の會議の議事は、出席委員の過半数をもつて、これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前項の會議は、これを公開しない。

4 第一項の処分は、書面により、これを當事者及び關係人に通知しなければならない。

5 前項の通知書には、放送委員会

の認定した事実及び理由を示さなければならない。

6 第一項の処分は、當事者に通知書が到達したときに、その効力を生ずる。

(不服の申立)

第七十六條 放送委員会の処分不服がある者は、放送委員会に対して、不服の申立をすることができ、

2 不服の申立は、処分の通知を受けた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を放送委員会に提出して、これを行わなければならない。

3 不服の申立は、原処分の執行を停止しない。但し、放送委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(申立の却下)

第七十七條 放送委員会は、申立書に基き不服の審理を行う十分の理由がないと認めたときは、申立書を受理した日から三十日以内に申立を却下することができる。

2 前項の規定による却下は、文書により、これを申立人に通知する。

(不服の審理の開始)

第七十八條 前條の規定により却下する場合を除き、放送委員会は、申立書を受理した日から三十日以内に不服の審理を開始しなければならない。

(審理手続規定の準用)

第七十九條 第七十條から第七十四條までの規定は、不服の審理にこれを準用する。

(決定)

第八十條 放送委員会は、不服の審理の後、決定をもつて、原処分を維持し、若しくは変更し、又は取り消す。

2 第七十五條第一項から第三項までの規定は、前項の決定にこれを適用する。

3 決定は、文書によりこれを行い、放送委員会の認定した事実及び理由を示し、委員長及び会議に出席した委員が、これに署名押印しなければならない。

4 決定書には、少数意見を附記することができる。

5 決定は、申立に決定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

(訴の提起)

第八十一條 放送委員会の処分に対しては、不服の申立をした後でなければ、裁判所に対し、訴を提起することができない。

2 前項の訴に関しては、本章に定めるものの外、行政事件訴訟特別法(昭和二十三年法律第 号)の定めるところによる。

(出訴期間等)

第八十二條 前條の訴は、第七十七條の却下又は第八十條の決定のあつたことを知つた日から六十日以内に、これを提起しなければならない。但し、却下又は決定の日から百二十日を経過したときは、訴を提起することができない。

2 第八十條の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(記録の送付)

第八十三條 第八十條の決定に対する訴の提起があつたときは、裁判所は遅滞なく放送委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第八十四條 第八十一條の訴については、放送委員会の認定した事実を、これを立証する十分な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する十分な証拠の有無は、裁判所が、これを判断するものとする。

(決定の取消及び変更)

第八十五條 裁判所は、第八十條の決定が左の各号の一に該当する場合、これを取り消すことができる。

一 決定の基礎となつた事実を立証する十分な証拠がない場合
二 決定が憲法その他の法令に違反する場合

3 裁判所は、第八十條の決定の内容が、憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ又は不当であると認めるときは、これを変更することができる。

(事件の差戻)

第八十六條 裁判所は、第八十條の決定を変更することを相当と認めるときは、変更すべき点を指示して、事件を放送委員会に差し戻すことができる。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、審理手続に關し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

第六章 罰則

(公安を乱す等の放送の罪)

第八十八條 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に処する。

(放送設備によつて、風俗を害する事項を放送した者の罪)

2 放送設備によつて、風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

3 第四條第三項の規定に違反した者は、五千元以下の罰金に処する。この場合において、私事に係るときは、告訴をまつてこれを論ずる。

(不法放送の罪)

第八十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條第一項の規定による許可若しくは第五十三條の規定による免許又は第六十一條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)の免許の更新を受けずに放送した者
二 第六十條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)の規定による使用承認がないのに放送した者

三 第六十二條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)の規定による許可を受けずに第五十四條第二号から第七号までに掲げる事項を変更して放送した者

(業務執行妨害の罪)

第九十條 第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(目的外使用の罪)

第九十條 第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(とく職の罪)

第九十一條 協会の役員が、その職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者も同様の罰に処する。

(不法建設の罪)

第九十二條 第五十八條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)の建設承認がないのに放送設備を設置した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

(就職制限違反の罪)

第九十三條 第九十條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(報告又は届出義務違反等の罪)

第九十四條 第九條第一項第五号、第四十二條、第四十四條但書又は第六十六條の規定による報告、資料、帳簿その他の記録の提出若しくは届出を怠り、又は虚偽の報告、資料、帳簿その他の記録を提出し、若しくは虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(業務執行妨害の罪)
第九十五條 第九條第一項第五号若しくは第六号、第四十二條又は第七十二條第一項第三号(第七十九條において準用する場合を含む)の規定により、職員が行う調査、検査又は監査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第九十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十八條から第九十二條までに規定したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

(登記をしないときの制裁)

第九十七條 協会の役員が、この法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不実な登記をしたときは、これを五千元以下の過料に処する。

(出頭、陳述等をしないときの制裁)

第九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第七十二條第一項第一号又は第三号(第七十九條において準用する場合を含む)の規定による当事者、関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十二條第一項第二号(第七十九條において準用する場合を含む)の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

東京高等裁判所の専属管轄とする。

項は、放送委員会規則でこれを定める。

り業務を停止された後、放送した者

第九十五條 第九條第一項第五号若しくは第六号、第四十二條又は第

持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第七章 雜則

(この法律の改廃)

第九十九條 内閣総理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、放送に関し、職見がある十五人以上の國民各層を代表する委員から成る審議会を設置して、放送に関する政策を調査せしめ、この法律の存続、改正又は廃止についてその勧告を求め、且つ、放送委員会の意見を徴さなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の期間内において必要があると認めるときは、何時でも審議会を設置し、その勧告及び放送委員会の意見を徴することができる。

3 前二項の場合において、審議会が、この法律を改正又は廃止すべきことを勧告したときは、内閣は、速かにこの法律を改正し又は廃止する法律案を勧告書及び意見書の各原本とともに、國會に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

第一百條 この法律は、公布の日から九十日を経過した日から、これを施行する。

(最初の委員の任期)

第一百一條 最初に任命される放送委員会の委員長以外の委員の任期は、第十四條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年及び四年とする。

(協会の設立)

第一百二條 日本放送協会は、この法

律施行の日から、六十日以内にこれを設立する。

2 社団法人日本放送協会は、この法律施行の日現在の帳簿價格によるその資産及び負債その他一切の權利義務並びに職員を、前項の期間内に、協会に引き継がなければならぬ。但し、会員出資額は、それぞれこれを会員に返還するものとする。

3 放送委員会は、設立委員を命じて、協会設立の事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、放送委員会の認可を受けなければならない。

5 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく第二項の引継をしなければならない。

6 前項の引継を終つたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を協会の会長に引き継がなければならない。

7 協会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、会長、副会長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 協会が成立したときは、この法律施行の際現に存する社団法人日本放送協会は解散する。

(この法律施行前になされた許認可)

第一百三條 この法律の施行前になされた放送無線電話の施設の許可及びその他の許認可は、この法律の規定に基づき、取消、変更又は更新

されるまでは、これを有効とする。

(登録税法の改正)

第一百四條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会カ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ收ムヘシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 毎回拂込金額 千分ノ三

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 每一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ收ムヘシ

第九十九條第七号中「法令ニ依ル公園」の下に、「日本放送協会」を、「公園ニ關スル法令」の下に、「放送法」を加える。

(地方税法の改正)

第一百五條 地方税法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、郵便法の一部を改正する法律案(第百十号)

(予備審査のための付託は四月十三日)

(小字及び一は衆議院修正)郵便法の一部を次のように改正する。

第十三條に次の一項を加える。

外國郵便に關する料金及び損害賠償金額は、昭和二十二年法律第三十四号財政法第三條の規定にかかわらず、條約に規定する料金及び損害賠償金額を超えない範圍において、内閣総理大臣及び通商大臣が、命令でこれを定める。

附則

公布 この法律は、この成立の日から起算し、十日を経過した日から、これを施行する。

昭和二十三年十月一日印刷

昭和二十三年十月二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局